在宅医療設備整備支援事業実施要綱

（目的）

第１条　本事業は、在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化及び医療機関の参入促進を図るとともに、在宅医療の均てん化に資することを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、県内に所在する保険医療機関のうち、居宅等における医療の提供の推進のために必要な病院、一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション及び薬局であって、栃木県保健医療計画に定める「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として知事が指定したもの（以下「指定医療機関」という。）及び新たに在宅医療へ参入等するもの（以下「参入等医療機関」という。）とする。

（事業内容）

第３条　指定医療機関及び参入等医療機関に在宅医療に必要な設備を整備し、地域における継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、他の医療機関等の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等、多職種協働による在宅医療支援体制の構築に努めるものとする。

（補助事業）

第４条　この補助の対象となる事業は、在宅医療の提供に必要な設備整備事業とする。

（補助事業の決定）

第５条　補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年度分の補助金から適用する。